

津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童及び生徒の夜間の犯罪、事故等を未然に防ぐ地域社会づくりに寄与するため、通学路（小学校の児童又は中学校の生徒が登下校時に使用する道路として学校長が確認したもの。以下同じ）に防犯灯の設置を行う町内会に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 津山市連合町内会に加入している単位町内会等をいう。
- (2) 防犯灯 犯罪等を未然に防止するため、現に一般交通の用に供されている道路及び公共的な場所に設置する照明灯であつて、その光源にLEDランプを使用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による防犯灯設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、防犯灯の設置をしようとする町内会とする。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯灯の新設（支柱の設置に係るものを含む。）又は取替え（ランプのみの取替えを除く。）に係る費用とする。

- 2 補助金の対象となる防犯灯設置箇所は、同一年度1町内会当たり1路線とする。
- 3 補助金の対象となる防犯灯の設置間隔は、概ね50m以上とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内で、防犯灯1灯につき20,000円を限度とする。ただし、新設に係る補助対象経費に支柱の設置に係る費用を含む場合は、防犯灯1灯につき100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 町内会が、補助金の交付を受けようとするときは、当該町内会の会長（以下「申請者」という。）は、防犯灯設置工事の着手前に、津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、防犯灯設置工事の着手前に、前項の規定による決定を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、防犯灯設置工事が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（1）津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金実績報告書（様式第2号）

（2）その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、町内会が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（防犯灯の維持管理）

第10条 防犯灯設置後の維持管理に要する経費は、町内会の負担とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（失効等）

2 この要綱は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要綱は、失効日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日

津山市長 殿

町内会名
役職氏名
住 所
電話番号

津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

防犯灯設置予定場所	津山市	
事業着手予定日 ※「交付決定後」の着手となります。	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	
防犯灯設置内容	防犯灯新設 灯 取替 灯 (うち支柱設置を伴うもの 灯)	
防犯灯設置委託業者	業者名 住 所 電話番号	
防犯灯設置見積額 ※税込金額をご記入ください。	円	

※予定位置図，現地写真（周辺及び電柱番号が判別できるもの），見積書，設計図面（支柱設置を補助対象に含める場合。市道に設置する場合は道路占用許可申請書一式）を添付してください。

この防犯灯の設置予定場所は，当校の児童又は生徒が登下校時に使用する道路であることを確認する。

小学校

中学校

校長 _____

様式第2号（第8条関係）

津山市通学路に対する防犯灯設置費補助金実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

町内会名
役職氏名
住 所
電話番号

年 月 日付津山市指令第 号で補助金交付の決定を受けた津山市通学路に対する防犯灯設置事業は、次のとおり完了したので、津山通学路に対する市防犯灯設置費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

防 犯 灯 設 置 場 所	津山市
補 助 金 額	円
事 業 着 手 日	年 月 日
事 業 完 了 日	年 月 日
防犯灯設置経費支払額	円

※添付書類 領収書（写）、設置後写真